

調 書（決定）	
事件の表示	平成●●年（〇〇）第●●号
決 定 日	平成 2 4 年 4 月 1 9 日
裁 判 所	最高裁判所第一小法廷
裁判長裁判官	横田 尤孝
裁判官	櫻井 龍子
裁判官	金築 誠志
裁判官	白木 勇
裁判官	山浦 善樹
当 事 者 等	申立人 X 1 申立人 X 2 相手方 国
原判決の表示	東京高等裁判所平成●●年（〇〇）第●●号（平成 2 3 年 3 月 2 日判決）
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第 1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人らの負担とする。 第 2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法 3 1 8 条 1 項により受理すべきものとは認められない。 平成 2 4 年 4 月 1 9 日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官	